

## 入札公告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6の規定により、下記のとおり公告する。

平成29年1月13日

石巻市長 亀山 紘

記

### 1 制限付き一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名 下釜南部地区土地区画整理事業宅地造成道路築造（その2）工事  
(2) 工事場所 石巻市大街道東二丁目ほか5字地内  
(3) 工期 石巻市議会で議決された日の翌日から平成31年2月28日まで  
(4) 予定価格 949,541,000円（消費税及び地方消費税を除いた額）  
(5) 工事内容  
  施行面積 A = 9. 85 ha  
  道路築造工  
    道路土工  
      掘削 V = 7, 860 m<sup>3</sup>  
      盛土 V = 640 m<sup>3</sup>  
    擁壁工 L = 134 m  
    排水構造物工  
      側溝 L = 3, 929 m  
      舗装工 A = 17, 500 m<sup>2</sup>  
      防護柵工 L = 346 m  
      区画線工 L = 4, 369 m  
    道路付属施設工  
      道路照明 3基  
  上水道施設工  
    給水管路工 N = 43か所  
    配水管路工 L = 2, 724 m  
    管推進工 L = 39 m  
    仮管路工 一式  
  宅地造成工  
    敷地造成工 A = 9. 85 ha  
    公園工 一式  
    防護柵工 L = 197 m  
    仮設工 一式  
  汚水管渠工  
    内径200管布設工 L = 1, 490. 41 m  
    マンホール工 N = 34か所  
    取付管及び枠工 N = 40か所  
    付帯工 一式  
    仮設工 一式  
(6) 支払条件 前金払、中間前金払及び部分払 有  
(7) 入札方法 制限付き一般競争入札（石巻市制限付き一般競争入札実施要綱（平成20年石巻市告示第125号）第4条第2項第1号に規定する入札前資格審査型）

## 2 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

石巻市契約規則（平成17年石巻市規則第57号。以下「契約規則」という。）第3条第2項に定める入札参加資格承認簿（以下「承認簿」という。）に登録され、登録住所が宮城県内の者で、入札日（開札日）において、次に掲げる全ての要件を満たした特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

### (1) 共同企業体の構成に関する事項

- ① 構成員の数は、2者又は3者であること。
- ② 各構成員の出資割合は、2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上であること。
- ③ 代表者は、構成員のうち中心的役割を担う者で、出資割合が最大のものであること。
- ④ 結成は、原則として自主結成であること。
- ⑤ 構成員の組合せは、次のとおりとすること。

ア 構成員の数が2者の場合は、後記(2)①及び②の資格を満たす者1者並びに後記(2)①及び③の資格を満たす者1者の組合せとすること。

イ 構成員の数が3者の場合は、前記⑤アの組合せに、後記(2)①及び④の資格を満たす者1者を加えた組合せとすること。

### (2) 共同企業体の資格に関する事項

#### ① 共同企業体における全ての構成員

ア 後記4の特定建設工事共同企業体入札参加資格申請書類の審査後に、入札参加資格を有するとして特定建設工事共同企業体入札参加資格審査結果通知（以下「審査結果通知」という。）を受けていること。

イ 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱（平成17年石巻市告示第180号）第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けていないこと。

ウ 令第167条の4の規定に該当しないこと。

エ 同一の入札には、共同企業体の構成員である場合を含め、重複して参加することはできない。

オ 経常建設共同企業体、事業協同組合及び復旧・復興建設工事共同企業体は、共同企業体の構成員となることはできない。

カ 本工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第2項に規定する許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上であること。

キ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。

なお、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、当該申立てがなされていないものとみなす。

ク 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

なお、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、当該申立てがなされていないものとみなす。

ケ 同一の主任技術者又は監理技術者（以下「技術者」という。）を重複して複数の工事の技術者に配置予定とする場合において、他の工事を落札したことにより、当該技術者を本工事現場に配置不能とならないこと。

コ 石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号）別表各号に規定する要件に該当しないこと。

サ 業務全般に関し、不正又は不誠実な行為の疑いにより、地方公共団体が契約を締結するに、不適当な相手方に該当するおそれがないこと。

## ② 共同企業体における代表者

- ア 石巻市内に本店の機能を有し、石巻市建設工事の競争入札参加者の資格及び格付に関する基準（平成17年石巻市告示第179号）第3条及び第4条の規定に基づく格付工種（以下「格付工種」という。）が「土木一式工事」であり、等級が「A」ランクに属している者  
イ 「土木工事業」について、建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていること。  
ウ 建設業法の規定に基づき、次のいずれにも該当する監理技術者を本工事現場に専任で配置できること。  
(ア) 入札の参加申請のあった日の前日から起算して3か月以上前から(ハローワークを通じた新規雇用の場合は入札の参加申請のあった日の前日において)引き続き当該入札参加業者と直接的な雇用関係にある者

- (イ) 本工事の契約工期の初日において、他の工事の現場に技術者として配置されていない者  
(ウ) 入札の参加申請があった日の前日までに「土木工事業」の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者

## ③ 共同企業体における代表者以外の構成員1

- ア 宮城県内に本店、支店、営業所等のいずれかの機能を有し、承認簿に「土木一式工事」の登録がされている者  
イ 経営事項審査結果の「土木一式工事」の総合評定値が750点以上の者  
ウ 「土木工事業」について、建設業法に規定する特定建設業許可を受けていること。  
エ 建設業法の規定に基づき、次のいずれにも該当する技術者を本工事現場に専任で配置できること。

- (ア) 入札の参加申請のあった日の前日から起算して3か月以上前から(ハローワークを通じた新規雇用の場合は入札の参加申請のあった日の前日において)引き続き当該入札参加業者と直接的な雇用関係にある者

- (イ) 主任技術者については、入札の参加申請があった日の前日までに、1級若しくは2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する者  
(ウ) 本工事の契約工期の初日において、他の工事の現場に技術者として配置されていない者  
(エ) 監理技術者については、入札の参加申請があった日の前日までに、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者

## ④ 共同企業体における代表者以外の構成員2

- ア 石巻市内に本店の機能を有し、格付工種が「土木一式工事」であり、等級が「A」又は「B」ランクに属している者  
イ 「土木工事業」について、建設業法に規定する特定建設業の許可を受けていること。  
ウ 建設業法の規定に基づき、次のいずれにも該当する技術者を本工事現場に専任で配置できること。

- (ア) 入札の参加申請のあった日の前日から起算して3か月以上前から(ハローワークを通じた新規雇用の場合は入札の参加申請のあった日の前日において)引き続き当該入札参加業者と直接的な雇用関係にある者

- (イ) 主任技術者については、入札の参加申請があった日の前日までに、1級若しくは2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の国家資格を有する者  
(ウ) 本工事の契約工期の初日において、他の工事の現場に技術者として配置されていない者  
(エ) 監理技術者については、入札の参加申請があった日の前日までに、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者

- (3) 代表者又は構成員のいずれかにおいて、次の資格を有する者を本工事現場にそれぞれ専任で配置できること。

- ① 日本貨物鉄道株式会社が認定する次の者（以下「軌道工事管理者等」という。）  
 ア 「軌道工事管理者（在来線）資格認定証」を有する者  
 イ 「工事管理者（在来線）資格認定証」を有する者  
 ウ 「線路閉鎖責任者資格認定証」を有する者  
 エ 「列車見張員資格認定証」を有する者
- ② 前記アからエにおいては、入札の参加申請のあった日の前日から起算して3か月以上前から（ハローワークを通じた新規雇用の場合は入札の参加申請のあった日の前日において）引き続き当該入札参加業者と直接的な雇用関係にある者

### 3 入札日程

手 続 等	期間・期日・期限	場 所 等
<b>特定建設工事共同企業体入札参加資格申請書類の提出期限（持参による）</b>	平成29年1月26日（木） 午後5時（持参による）	総務部管財課契約グループ
審査結果通知の日	平成29年1月30日（月） (ファクシミリ又は電子メールにより通知)	
<b>入札日（開札日）</b>	平成29年2月1日（水） <b>午前9時40分</b>	石巻市穀町14番1号 石巻市役所401会議室
設計図書等の閲覧及び複写	平成29年1月13日（金）から 平成29年1月31日（火）まで	市役所4階閲覧室 ※閲覧期間中、次のところで有料で複写ができる。 株大河原光学 石巻市門脇字元浦屋敷18番地2 電話番号0225-93-7511
設計図書等の貸出		<b>※設計図書等の閲覧、複写のほか、貸出も行います。希望者は、事前に管財課へ連絡のこと（申込順に各時間1社とします。）。</b> 貸出時間 ①午前9時～午前11時30分 ②午後1時～午後2時30分 ③午後3時～午後4時30分 ※閲覧のみは予約不要
設計図書等に対する質問の受付	平成29年1月13日（金）から 平成29年1月24日（火）まで	総務部管財課契約グループ (FAX送信可)
回答書の閲覧	平成29年1月25日（水）から 平成29年1月31日（火）まで	市役所4階閲覧室 初日のみ午後1時から午後5時まで

- (注) 1 上記期間にかかわらず、土曜日、日曜日等石巻市の休日を定める条例（平成17年石巻市条例第2号。以下「休日条例」という。）に規定する休日は、設計図書の閲覧等を行うことはできない。
- 2 設計図書の閲覧、質問の受付等を行うことができる時間は、午前8時30分から午後5時まで（正午から午後0時45分までを除く。）とする。
- 3 入札公告の開始日から設計図書等に対する質問への回答の閲覧開始日までの期間内に、設計図書等の訂正及び追加を行う場合がある。入札に参加する者は閲覧図書等で設計図書等の

訂正及び追加内容を確認するとともに、質問への回答を確認の上、入札書を提出すること。

#### 4 特定建設工事共同企業体入札参加資格申請書類の提出

入札参加申請者は、共同企業体を自主的に結成し、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書（様式第1号）及び以下の添付書類各1部を持参により提出して、資格審査を受けなければならぬ。

なお、本公告の申請及び入札参加資格審査書類の提出にかかる費用は入札参加申請者の負担とし、提出された書類は返却しない。

##### (1) 共同企業体における代表者

- ① 特定建設業許可通知書又は特定建設業許可証明書の写し
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- ③ 技術者の配置計画書（様式第3号）【該当する監理技術者分】
- ④ 特定建設工事共同企業体協定書（様式第4号）の写し
- ⑤ 監理技術者に係る「土木工事業」の監理技術者資格者証（表裏両面）及び監理技術者講習修了証の写し
- ⑥ 監理技術者の健康保険被保険者証の写し、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、住民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）の写し、賃金台帳等の写しのうち、いずれか1通
- ⑦ ハローワークを通じた新規雇用の監理技術者を配置予定の場合は、ハローワークの紹介状の写し

##### (2) 共同企業体における代表者以外の構成員

- ① 建設業許可通知書又は建設業許可証明書の写し
- ② 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- ③ 技術者の配置計画書（様式第3号）【技術者分】
- ④ 委任状
- ⑤ 技術者が有する資格を証するもの（合格証明書等）の写し。なお、監理技術者については、監理技術者資格者証（表裏両面）及び監理技術者講習修了証の写し
- ⑥ 技術者の健康保険被保険者証の写し、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、住民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）の写し、賃金台帳等の写しのうち、いずれか1通
- ⑦ ハローワークを通じた新規雇用の技術者を配置予定の場合は、ハローワークの紹介状の写し

##### (3) 共同企業体における代表者又は代表者以外の構成員のいずれか

- ① 配置予定の軌道工事管理者等に関する調書（別様式）
- ② 配置予定の軌道工事管理者等の資格認定を証するものの写し
- ③ 配置予定の軌道工事管理者等の健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し、住民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）の写し、賃金台帳等の写しのうち、いずれか1通
- ④ ハローワークを通じた新規雇用の軌道工事管理者等を配置予定の場合は、ハローワークの紹介状の写し

#### 5 入札参加資格の審査結果の通知

入札参加資格の審査結果については、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査結果通知書（様式第5号）により、共同企業体の代表者に通知する（この通知は、ファクシミリ又は電子メールにより行う。）。

#### 6 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

## **7 工事費内訳書の提出**

- (1) 初度の入札の際、入札書に記載されている金額と一致している工事費内訳書を提出すること。
- (2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、工事名、商号又は名称を明記し、内容については、数量、単価、金額等を最低限記載すること。「一式」と表示していない項目を「一式」と記載したものや工事費内訳総額を算出後、値引き・端数調整しているものは無効とする。
- (3) 工事費内訳書は、返戻しない。

## **8 最低制限価格**

本公告の工事については、契約の内容に適合した履行を確保するため最低制限価格を設定する。そのため、最低制限価格を下回る入札をした者は、失格となる。

## **9 入札の回数**

- (1) 石巻市建設工事予定価格事前公表の試行に関する要綱（平成24年石巻市告示第231号）第5条の規定により、入札執行回数は1回とする。
- (2) 予定価格を上回る入札をした者は、失格とする。
- (3) 入札の結果、落札者が決定しなかった場合は、令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約のための見積り合わせは行わない。

## **10 入札の無効**

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書又は添付資料に虚偽の記載をした者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

また、入札時点で前記2に掲げる全ての要件を満たさない者のした入札は、無効とする。

なお、金額その他重要事項の記載が不明確な入札（修正可能な筆記用具の使用等）は、無効とする。

## **11 落札者の決定**

- (1) 入札を行った者のうち、最低制限価格以上予定価格以下の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 郵送及び電報による入札は、認めない。
- (3) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した金額を入札書に記載すること。
- (4) 本入札公告に係る工事については、手持ち工事に加算しない。

## **12 入札結果の公表**

入札参加資格の審査が終了し、本入札の結果が確定した場合は、その結果を市役所閲覧室及び市のホームページで公表する（前記10等の落札者の決定状況により、日数を要する場合がある。）。

<http://www.city.ishinomaki.lg.jp/d0020/d0010/d0030/index.html>

## **13 契約保証金に関する事項**

契約規則第25条及び第26条の規定による。

## **14 技術者の確認**

落札決定後、当初申請した配置予定の技術者について配置違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、落札決定後、この工事の施工に当たって、配置予定の技術者を変更できるのは、病休、死亡、

退職等極めて特別な理由に限るのとし、該当理由により、やむを得ず変更する場合は、前記2(2)②ウ、③エ又は④ウに掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

また、配置予定の技術者の雇用関係及び専任期間等については、監理技術者制度運用マニュアル（平成16年3月1日国総建第315号）に基づき適正に配置すること。

## 15 契約条項等

この工事請負契約の締結については、石巻市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年石巻市条例第51号）第2条の規定により議会の議決を必要とするため、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨を記載した仮契約書により仮契約を締結するものとする。

## 16 その他

- (1) 石巻市建設工事競争入札参加心得（平成17年石巻市告示第189号）を遵守すること。  
<http://www.city.ishinomaki.lg.jp/cont/10105000/3449/H28.5.1kokoroe.pdf>
- (2) 落札者は、この工事に係る請負契約を締結した後において、入札が契約規則第13条第4号に該当する行為によるものであったことが明らかになったときは、当該契約金額の100分の20に相当する額の損害賠償金を支払わなければならない。
- (3) 実際に生じた本市の損害額が上記(2)の規定による損害賠償金を超える場合は、その超える額につき、なお請求をすることを妨げない。  
また、本規定は上記(2)の規定により落札者が損害賠償金を支払った後においても適用する。
- (4) 詳細又は不明な点については、石巻市総務部管財課契約グループに照会のこと。

（電話：0225-23-6611、23-6612 FAX：0225-22-4995）